

将来、子どもを産み育てることを望む
がん患者さんとそのご家族へ

秋田県がん患者等 妊よう性温存治療費 助成事業のご案内

秋田県では、
生殖機能が低下し、又は失われるおそれのある
がん等の治療に際して行われる
妊よう性温存治療に要する費用の一部を
助成することにより、
将来に希望を持って治療に取り組んで
いただけるよう支援します。



©2015 秋田県んだっチ

令和2年4月
秋田県

Ⅲ. 助成対象経費

- 生殖機能が低下し、又は失われるおそれのあるがん等の治療に際して、ガイドライン*1における推奨グレードA、B又はC1に基づき行われる妊よう性温存治療に要する**医療保険適用外の費用**（自己負担分）が助成の対象となります。
- 治療に直接関係のない入院費、入院時の食事代、文書料等の費用及び凍結保存の維持に係る費用は助成の対象外です。
- **令和2年4月1日以降に開始した妊よう性温存治療が助成の対象**となります。
(令和2年3月31日までに妊よう性温存治療を開始した方については、同年4月1日以降の対象経費について助成します。)
- **体調不良などにより、医師の判断に基づき妊よう性温存治療を中止した場合も助成の対象**となりますが、この場合も1回の助成として認定します。

Ⅳ. 助成上限額

【男性】	
A. 精子の採取・凍結保存	3万円
【女性】	
B. 卵子の採取・凍結保存	20万円
C. 卵子の採取、受精による胚(受精卵)の凍結保存	20万円
D. 卵巣組織の採取・凍結保存	50万円

※ 上記の額を上限に、助成対象者1人につき、A～Dのいずれか1回限り助成します。



©2015 秋田県んだっチ

申請先

<持参の場合>


受付窓口：秋田県健康福祉部健康づくり推進課
がん・生活習慣病対策班（県庁2階）
受付時間：平日（月曜～金曜。祝祭日、年末年始を除く。）
午前8時30分～正午、午後1時～5時

<郵送の場合>

宛先：〒010-8570
秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県健康福祉部健康づくり推進課
がん・生活習慣病対策班
※ 特定記録や簡易書留を利用して送付いただくようお願いします。
(郵送料は申請者をご負担ください。)
※ 申請に関することで連絡する場合がありますので、必ず申請書に電話番号をご記入ください。

問合せ先

<助成金の申請手続きに関する問合せ>

秋田県健康福祉部健康づくり推進課
がん・生活習慣病対策班 
電話：018-860-1428（直通）
時間：平日（月曜～金曜。祝祭日、年末年始を除く。）
午前8時30分～正午、午後1時～5時

<妊よう性温存治療に関する問合せ>

秋田大学医学部附属病院
地域医療患者支援センター・がん相談支援センター
電話：018-884-6283（直通）
時間：平日（月曜～金曜。祝祭日、年末年始を除く。）
午前8時30分～午後5時

I. 妊よう性温存治療について

～ 妊よう性とは「妊娠する力」を意味します ～

- がんなどの治療により、妊よう性が失われたり、低下したりすることがあります。
- 抗がん剤や放射線治療に伴い妊よう性に影響が及ぶ前に、卵子、受精卵、卵巣組織、精子を凍結保存し、将来、妊娠する可能性を残す治療を妊よう性温存治療といいます。

II. 助成の対象になる方

- 以下の要件を全て満たす方が対象になります。
 - ① 妊よう性温存治療を開始した日から終了した日までの間、**秋田県内に住所を有する方**
 - ② ガイドライン*1 に基づき、**がん等の原疾患の治療により生殖機能が低下し、又は失うおそれがある**と原疾患の主治医に診断された方
 - ③ 妊よう性温存治療を開始した日における年齢が**40歳以下**の方
 - ④ 次の所得要件を満たす方

妊よう性温存治療を受けた方(対象者)	所得の要件
既婚	対象者及びその配偶者の所得額の合計が730万円未満
未婚かつ成年	対象者の所得額が730万円未満
未婚かつ未成年	対象者の保護者全員の所得額の合計が730万円未満

- ⑤ 次の医療機関において妊よう性温存治療を受けた方

卵子、卵巣組織の採取・凍結保存及び胚(受精卵)の凍結保存	学会の見解*2に基づく妊よう性温存治療を行う医療機関
精子の採取・凍結保存	原疾患の主治医から紹介を受けた医療機関

- ⑥ 妊よう性温存治療について、他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けていない方

*1 最新版の「小児、思春期・若年がん患者の妊よう性温存に関する診療ガイドライン」(一般社団法人日本癌治療学会編)

*2 最新の「医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」(公益社団法人日本産科婦人科学会)

V. 申請に必要な書類

- 申請には、以下の全ての書類が必要です。
 - ① 秋田県がん患者等妊よう性温存治療費助成事業助成申請書(様式第1号)
 - ② 秋田県がん患者等妊よう性温存治療費助成事業助成申請に係る証明書(様式第2号)
※ 妊よう性温存治療主治医による証明書
 - ③ 秋田県がん患者等妊よう性温存治療費助成事業助成申請に係る証明書(様式第3号)
※ がん等の原疾患の主治医による証明書
 - ④ 住民票謄本(世帯全員の住民票)(原本)
※ 続柄の記載があり、個人番号の記載がなく、妊よう性温存治療開始日から終了日までの秋田県内の居住が確認できるもので、発行から3ヶ月以内のもの
 - ⑤ 市町村県民税所得証明書、課税証明書又は非課税証明書(各控除額が記載されたもの)(原本)
※ 1月から5月の申請の場合は前々年、6月から12月の申請の場合は前年の所得に係るもの

【助成対象者が既婚の場合】本人及び配偶者分

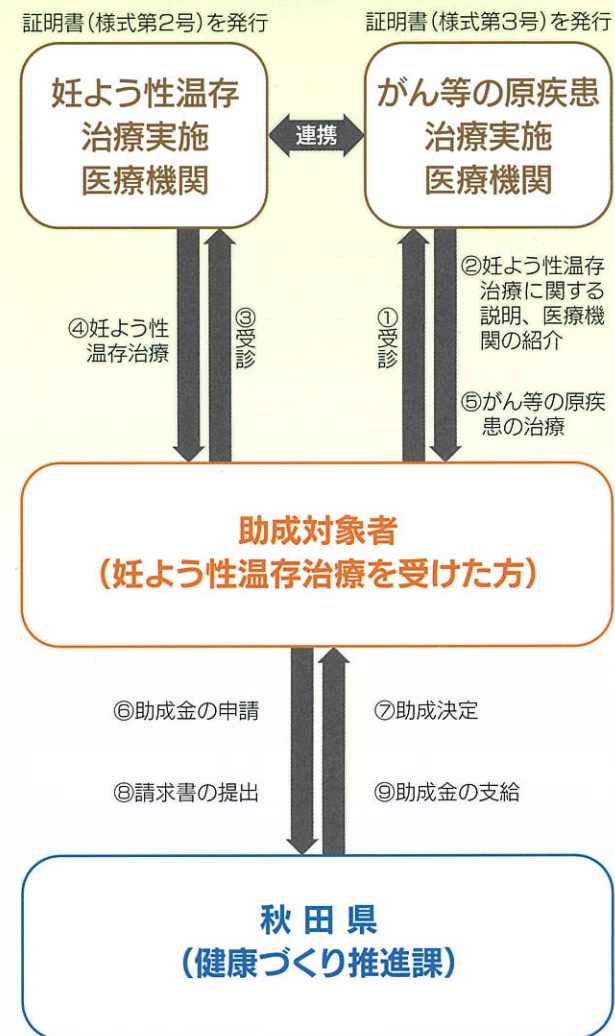
【助成対象者が未婚かつ成年の場合】本人分

【助成対象者が未婚かつ未成年の場合】保護者全員分

VI. 申請期限

- 助成対象の**妊よう性温存治療が終了した日の属する年度内**に申請してください。
※ 妊よう性温存治療が終了した日が3月1日から3月31日の場合は、翌年度の4月末日(休日の場合はその翌日)までに申請してください。

手続きの流れ



申請に必要な様式は秋田県公式サイト「美の国あきたネット」からダウンロードすることができます。



©2015 秋田県んだっちゃん

